

# 1. 延岡経済リンケージ協議会「規約」

## (設 置)

第1条 延岡経済リンケージ協議会（以下「協議会」という。）は、本市経済の活性化に資するため、地域の産業を域外とつなぎ外貨を得るための組織「延岡経済リンケージ機構（以下、「機構」という。）」の運営にあたり、機構の具体的な取り組みや組織運営の推進を図ることを目的に設置する。

## (役 割)

第2条 協議会の役割は、機構が実施する次に掲げる取組み、運営等、機構全体のマネジメントを行う。

- (1) 副業・兼業人材マッチングプラットフォームの活用に関する事
- (2) 本市ゆかりの企業OBなどの人材の活用に関する事
- (3) 延岡駅西口街区ビルの延岡市コワーキングスペース等に関する事。
- (4) その他、地域産業振興に必要と認められる取組みに関する事

## (構 成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）の代表等により構成する。

- 2 機構が取り組む事業等を推進するため、実務者による運営委員会を設置する。
- 3 協議会は外部有識者としてアドバイザーを置くことができる。

## (役 員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長3人及び監事1人を置く。

- 2 会長、副会長、監事は会員の互選により決定する。

## (役員等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理を監査する。

## (会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集するものとし、会長がその議長となる。ただし、会長が認めた場合には、代理を置くことができるものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急性が高いと認めるときは、文書により議案を各委員に提案し、その承認を求めることができる。この場合においては、委員の過半数の承認をもって会議の議決とし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、延岡経済リンクージ機構に置く。

(経費及び会計)

第8条 協議会に必要な経費は、委託料、事業収入、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(補 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、総会の議決を経て、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月29日から施行する。

#### 別表第1 構成団体 (第3条関係)

構成団体
延岡市
延岡商工会議所
株式会社宮崎銀行
株式会社宮崎太陽銀行
延岡信用金庫
株式会社大分銀行
株式会社鹿児島銀行
株式会社西日本シティ銀行
株式会社日本政策金融公庫
延岡農業協同組合
延岡漁業協同組合
延岡地区森林組合
延岡地区素材生産事業協同組合
延岡地区木材協会
旭化成株式会社延岡支社